

エネコム柱のご利用について

* 添架料

・ 添架料単価(エネコム柱のご利用料金)

	単 価 [年額 単位：円]	備 考
支持物 1 本・電線 施設 1 条あたり	1, 7 6 0 (消費税額 1 6 0 を含む)	同事業者内で電線施設を一束化した 場合は無料
	2 事業者間： 9 9 0 (消費税額 9 0 を含む)	異なる事業者間で電線施設を一束化 した場合の 1 事業者あたりの単価
公共的施設等	無料 ^{※1}	—

※1 当社所有支持物への防犯灯の施設に伴う電気事業者の低圧引込線の添架において、防犯灯への電力供給のためのみに低圧引込線を添架する場合、防犯灯施設柱での低圧引込線の添架料は無料。(図 1-1 参照)
その他の電柱については電線施設と同様に有料。(図 1-2 参照)

・ 添架料金の算定根拠

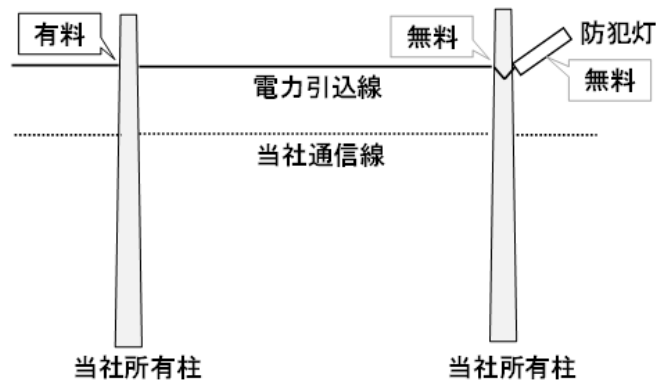
a. 月割添架料の算定式

- ・ 月割添架料単価 = 年額単価^{※2} × 使用月数 / 1 2 (円未満切捨て)
- ・ 月割添架料 = 月割添架料単価 × 添架本数 (別途、消費税等相当額を加算)

※2 税抜き単価を使用

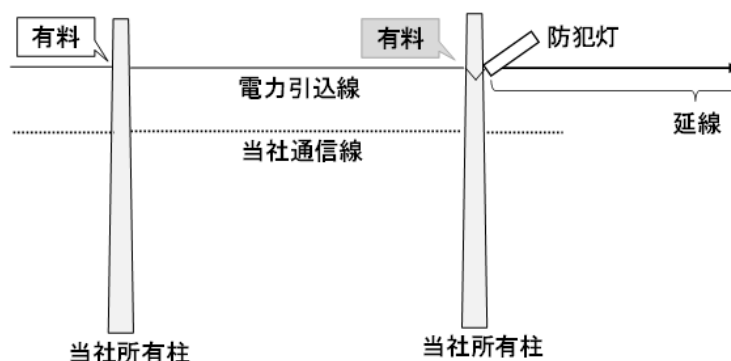
b. 公共的施設の防犯灯への電力引込線

- (1) 防犯灯取付けによる電力引込線の電柱使用料は、当該電柱のみ無料とし、その他の電柱については有料とします。(図 1-1 参照)



(図 1-1) 電柱使用料

- (2) 防犯灯等のための電力引込線を、防犯灯等を取付けた電柱から延線する場合、当該電柱の電力引込線の電柱使用料は有料とします。(図 1-2 参照)



(図 1-2) 電力引込線延線時の電柱使用料

添架料は、当該年度分毎に年 1 回後払いとし、2 月末日の添架本数をもって算定し、当該年度分を請求書により添架者から申し受けます。この場合、原則、毎年 3 月 8 日までに請求書により請求し、納入期限は、毎年 3 月 25 日（該当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）とします。

年度の途中において、新規契約または追加契約を行ったときの添架料は、契約月または契約改定月から起算し、次の算式により月割計算（1 箇月未満は 1 箇月）します。

- ・月割添架料単価：A（円／本）＝年額単価^{※3} × 使用月数 / 12（円未満切捨て）
- ・月割添架料（円）＝ A × 添架本数（別途、消費税等相当額を加算）

※3 税抜き単価を使用

* 添架申込書受理から添架承諾回答(可否回答)までの標準的な期間

1 箇月以内

（必要書類の形式的不備等の指摘を行った場合は、1 箇月に当該指摘から申込者が当該指摘をふまえて再申込みを行うまでの期間を加えた期間とします。）

多数の添架を申し込まれる場合は、期間を要する場合がありますので、お申込みは早めをお願いいたします。

* 添架調査料・工事費

添架のために行う添架調査料は、利用者にご負担いただきます。

また、新たに添架をするために必要なエネコム柱強度の確保や他の添架物との隔離確保等のために改造工事等が必要な場合があります。

この添架を行うために必要なエネコム柱の改造工事(改造・建替)等の費用 [工事補償金] は利用者のご負担となり、改造工事着手前に全額お支払いいただきます。

・添架調査料

添架の可否に関わらず、添架申込みエネコム柱本数をもって、添架調査に要した費用を1本当たりの単価で申し受けます。

	単 価 [単位：円]	備 考
支持物1本 あたり	1, 3 9 7 (消費税額127を含む)	—
公共的施設等	無料 ^{※4}	—

※4 当社所有支持物への防犯灯の施設に伴う電気事業者の低圧引込線の添架において、防犯灯への電力供給のためのみに低圧引込線を添架する場合、防犯灯施設柱での低圧引込線の添架調査料は無料とします。

廃止申込みについては調査料不要です。

*添架申し込みからエネコム柱ご利用までの標準的な期間

添架申込みを受付後、現地調査・電柱の強度計算などで、必要によりエネコム柱の改修工事を行う場合があります。添架エネコム柱が多い場合など工事に期間を要する場合があります。

添架申し込みからエネコム柱ご利用までの標準的な期間につきましては、改造工事が無い場合は、1箇月程度です。

*その他

・添架料金単価等の改定について

添架料金単価や事前調査費用単価等は、物価変動等により改定することがあります。

連絡先

株式会社エネコム

ソリューション技術本部 線路設備部 線路運営チーム

エネコム柱添架申請窓口

E-mail : SS03963@enecom.co.jp

〒732-0057 広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE 広島 10F